

日本肢体不自由者卓球協会 日本代表公式ユニフォーム着用に関する規程

(一社)日本肢体不自由者卓球協会(以下「協会」という)が指定した、強化指定選手及び日本代表選手、スタッフが着用する、日本代表公式ユニフォームについて、つぎのとおり規程を定める。

1 ユニフォーム

本規程において、ユニフォームとは、オフィシャルサプライヤーから支給される物品を総称したものをいう。

2 着用の規程

- (1) 強化指定選手及び日本代表選手、スタッフは、その自覚と誇りを持って公式ユニフォームを着用すること。
- (2) 原則、強化指定選手及び日本代表選手、スタッフは協会が派遣する大会や主催する事業において公式ユニフォームを着用しなければならない。
- (3) 上記以外で着用する場合は、必ず事前に強化担当理事へ許可をとること。
- (4) 公式ユニフォームを紛失、盗難または破損した場合、速やかに協会へその旨を知らせること。

3 保管

強化指定選手及び日本代表選手、スタッフは、支給された公式ユニフォームを常に清潔に保つように心掛けること。

4 禁止事項

- (1) 公式ユニフォームを売却すること。
- (2) 公式ユニフォームを無断で譲渡、貸与すること。
- (3) 協会が承諾する以外の商標及びマーク等を、公式ユニフォームにつけないこと。
- (4) 強化担当理事の事前承諾なく第三者等の商業目的の宣伝活動に公式ユニフォームを着用して出演ならびに協力してはならない。
- (5) 公式ユニフォームに関することを、SNS等で情報発信すること。

5 その他

本規程に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

附則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

令和3年6月21日 改訂